

子どもと家族を守るための 自転車の交通安全ルール

子どもの送迎、お買い物、通勤などで日々利用する人も多い自転車。その交通ルールについては、意外と知られていないことも。大切な子どもと家族、そして自分自身を守るために、自転車の交通安全についてポイントをまとめました。ぜひお子さんと一緒にご確認ください。

「止まれ」の標識では 自転車も必ず一時停止



交通事故の原因の多くは一時停止無視によるものです。ふだん使う道にある止まれの標識を、もう一度確認してみませんか。

自転車は車道の左側を走行する。 歩道は歩行者優先。



自転車は軽車両なので、車道の左側を走行します。やむを得ず歩道を使用する際は、徐行運転し歩行者優先を守りましょう。

(*13歳未満および70歳以上、身体の不自由な人が自転車を運転している際は歩道走行可能です。)

ヘルメットを着用する



自転車ヘルメットの着用が努力義務化されています。自転車事故で死亡した人の多くが、頭部に致命傷を負っています。子どもだけでなく大人も進んでヘルメットを着用し、頭部を守りましょう。

自転車利用中の事故に備えて、保険の加入が義務化されています。こちらで確認ください。



子どもも大人も！反射材を活用する



反射材を身につけるとドライバーが早く気づき事故防止につながります。靴の後ろや、自転車のタイヤなどにつけると有効です。シール、キーホルダー、たすきなど様々なタイプがあります。

運転中のながらスマホ、酒気帯び運転にも注意！
(令和6年11月から罰則対象となりました)



*本冊子は、町田市市民生活安全課からの委託により町田市地域活動サポートオフィスが実施している「ふだんの活動にプラスON 交通安全・防犯協働事業」の一環で制作しました。